

電気通信大学保健管理センター規程

昭和45年 9月 2日
改正
昭和61年 4月 1日
平成 6年12月21日
平成16年 4月 1日
平成19年 4月 1日
平成20年 4月 1日
平成22年 4月20日
平成24年 5月22日
平成30年 3月30日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則第21条第2項の規定に基づき電気通信大学保健管理センター（以下「センター」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、電気通信大学（以下「本学」という。）の保健管理に関する専門的業務を行い、もって学生及び職員の健康の保持、増進を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 センターにおいては、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 保健に関する事項についての指導援助
- (2) 定期及び臨時の健康診断の実施
- (3) 健康相談、健康指導
- (4) 健康障害者に対する指導助言
- (5) 精神衛生管理
- (6) 学内の環境衛生及び伝染病の予防
- (7) 保健管理についての専門的な調査研究
- (8) 保健衛生思想の普及、啓蒙
- (9) その他保健管理に関し必要な業務

(組織)

第4条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 教授及び准教授又は講師
- (3) 看護師
- (4) その他の職員

(センター長)

第5条 センター長は、本学専任の教授をもって充てる。

- 2 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 3 センター長の選考に関する規程は、別に定める。

(運営)

第6条 センターの運営に関する事項を審議するため、センターに電気通信大学保健管理センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会に関する規程は、別に定める。

(事務)

第7条 センターに関する事務は、学務部学生課で行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和45年9月2日から施行する。

附 則

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成6年12月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

- 2 電気通信大学保健管理センター教育研究職員の選考に関する規程は、廃止する。

附 則

この規程は、平成24年5月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。